

# 決算審査特別委員会記録

＜歳入、総務部、産業・雇用振興部＞

開催日時 平成26年10月9日（木） 10:02～12:33

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

国中 憲治 委員長  
小泉 米造 副委員長  
宮木 健一 委員  
猪奥 美里 委員  
小林 照代 委員  
大坪 宏通 委員  
岡 史朗 委員  
中野 雅史 委員  
岩田 国夫 委員  
森川 喜之 委員  
和田 恵治 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事  
江畑 会計管理者（会計局長）  
浪越 総務部長  
長岡 危機管理監  
中 産業・雇用振興部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第84号 平成25年度奈良県歳入歳出決算の認定について  
報第29号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

＜会議の経過＞

○国中委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

なお、中野委員は少しおくれるとの連絡が入っておりますので、ご了解願います。

それでは、日程に従い、歳入、総務部、産業・雇用振興部の審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて、質疑があればご発言お願いしたいと思います。委員の皆さんにご協力をお願いしたいのですが、まず、一問一答ではなしに初めは一括質問をしていただいて、それに応じて理事者側から一つずつ答えていただいて、再質問は委員の皆さんの一問一答、または、一括にさせていただこうと、それはお任せいたしますので、ご協力を願いたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

なお、理事者の皆さんにも委員の質疑に対して明確、かつ簡潔にご答弁をお願いします。それでは、発言をお願いします。

○小林委員 それでは、5点質問させていただきます。

はじめに、県債残高についてお尋ねします。県債は総額726億4,750万円、うち通常債が297億2,600万円、全額交付税措置される臨時財政対策債は429億2,200万円ですが、2013年度末の県債残高が1兆676億円で、2012年度末の県債残高が1兆568億円でしたので、108億円の増加となっております。県債残高の推移を見ますと、この8年間で実は9,696億円から1兆676億円と980億円増加をしており、これは年間平均をすると122億円ずつ増加をしているということで、県民1人当たりが76万1,000円となっております。県債残高がじわじわとふえ続けているのですけれども、この県債残高についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

2点目の問題ですが、黒字決算に関連してお尋ねします。今回は大幅な実質収支75億円の黒字となりましたが、過去最大ということです。その内訳で見ますと、歳入も県税等が50億円の増収がありますが、歳出で定員削減による退職手当の減と、給与の削減措置によります。これは2013年7月から2014年3月までの給与削減措置による退職手当以外の全て人件費の減ということになっております。今回の大幅な黒字決算は、この点を考えますと人件費の大幅な減少ということが大きな要因になっていると思います。これは職員へのしわ寄せにあると言っても過言ではないと思います。そこで、危惧されることが、これまでずっと給与のカットが続けられてまいりまして、今回の給与削減措置は大変職員のモチベーションを下げているという状況ではないかと思えます。それに加えて、定員の削減です。職員もずっと減らされ続けてまいりましたので、この点でも過重な労務といいますか、残業もふえているのではないかと、そして、健康破壊にもつながっているのではないかと思えます。このような点についてどう見ておられるのか、まずお尋ねします。

そして、残業問題、時間外勤務の増大に関連してお尋ねをしたいと思います。2013年12月の総務警察委員会で山村委員から、定時に帰ることがほとんどなく、午後9時、10時は普通で、時には深夜になることもあり、このままでは健康が心配だ、残業代も十分もらっていない状況だという職員の家族から寄せられた相談を受けて、職員の勤務時間の実態を調査して報告をしてほしいという求めに対して、全て報告するのはかなりの業務になるからどう特定するか人事課と委員と協議をしてという答弁がされておりました。この協議検討はどのようなになったのでしょうか、お尋ねします。

3点目は、緊急雇用創出事業についてお尋ねしたいと思います。県事業と市町村事業がありますけれども、2013年度の県予算額が33億5,887万1千円で、予算に対する執行額を見ますと67%にとどまっております。その理由は何でしょうか。また、この事業で定められている雇用される期間はどうなっているのでしょうか。また、雇用した労働者を正規労働者として継続雇用した場合に、1人当たり30万円が事業主に支給されるという一時金の支給制度もあるようですが、これを利用された事業主はあるのでしょうか。お尋ねします。

4点目は、プレミアム商品券発行についてです。プレミアム商品券発行により消費拡大を図るため、地域版プレミアム商品券が4カ所で発行され支援されたということですが、その内容についてお尋ねします。市町村、商工会議所などと取り組まれたプレミアム商品券の新規発行に対し、県として5%を上限で補助しておりますけれども、実施した結果が目的のように消費拡大にどのようにつながったのかお尋ねします。また、平成25年度2月補正では、県が発行したプレミアム商品券の状況と参加店舗の状況をスーパー、小売店と分けてお答えいただきたいと思います。

5点目ですが、特別会計の中小企業振興資金貸付金についてお尋ねします。収入未済額が2012年度36億4,655万円に対して、2013年度は15億4,241万円と21億415万円減少しておりますが、ヤマトハイミール食品協業組合への20億円の中小企業高度化資金貸付金がほとんど償還されず20億1,417万円の債権放棄がされたものだと理解しておりますけれども、この中小企業振興資金貸付金について、ヤマトハイミール食品協業組合以外の貸し付けで現在償還が滞っているということはありませんか。現在どのような状況になっているのか、その対応についてお尋ねします。以上です。

○中井財政課長 まず、県債残高の状況についてお答えさせていただきます。

県債残高がふえているとのご指摘ですが、これは特例的な県債です。臨時財政対策債の

残高の増加により県債残高の総額が増加しているものです。この臨時財政対策債は、国において地方交付税原資が不足することから、その不足分の一部について県が地方債を発行し、今年度に全額交付税措置がなされるものです。県としては、国において償還財源が措置されず、自前で返さなければならない県債の残高を注視していく必要があると考えております。県の自主財源で返済しなければならない県債残高は、平成25年度末において4,163億円で、昨年度末と比較すると、183億円減少しております。これは5年続けて減少している状況で、平成20年度から比べると430億円の減少です。

また、県では交付税措置がない県債残高の状況を判断する指標として、県税収入に対する県の自主財源で返済しなければならない県債残高の比率を注視しており、これが継続的に上昇することのないように努めているところです。この比率は、過去10年間はおおむね4倍台前半で推移をしておりますが、平成25年度末においては3.9倍となっております。これは社会資本整備などに必要となる投資的経費について、選択と集中を基本とし、その財源となる県債の発行についてもできる限り抑制するとともに、県債の発行に当たっては返済時に地方交付税により国の財源手当がある有利な地方債の活用に努めてきたものによるものです。県債は道路など投資的経費について、現役世代だけではなく、将来世代も費用負担し、世代間の公平を図るための制度です。今後も交付税措置のない県債残高及びその県税収入に対する比率が継続的に上昇しないことに注意しつつ、償還時の財源措置が有利な県債を活用してまいりたいと考えております。以上です。

○中村人事課長 3点の質問をいただきました。

1点目は、黒字決算が過去最大であるということで、人件費の減少の中でも特に昨年実施した給与減額が大きく影響を及ぼしているのではないかとということ、2点目は、定員の削減により職員に対して過重な負担といたしますか、労務を強いているのではないかとということ、3点目は、時間外勤務手当について、平成25年12月の総務警察委員会で日本共産党の委員から職員の超過勤務に関する実態把握の協議を提案されたが、その対応はどうかという3点でした。

平成24年4月から2年間にわたり厳しい財政状況、また、東日本大震災に対処する必要性から、特例措置として国家公務員の給与減額支給措置が実施されました。こういった状況に鑑み、本県においても国の要請に基づき、平成25年7月から平成26年3月末にかけて国に準じた給与減額を実施したことにより、少なからず平成25年度決算に影響を及ぼしております。

また、本県では、厳しい行財政環境のもと、平成11年度から定員の適正化に取り組み、全庁を挙げて事務事業や執行体制を見直し、事務処理の効率化を通じた定員管理に努めてまいりました。直近の定員適正化計画においては、平成23年4月から平成26年4月までの3カ年ですが、50人の定員削減を行いました。今後も効率的な事務処理やアウトソーシングを活用することなどにより、職員の超過勤務の縮減はもとより、健康管理に十分配慮しつつ、限られた人員で多岐にわたる県民ニーズに応えられるように、さらなる行政サービスの向上に尽力してまいりたいと考えております。

しかしながら、各所属ごとに見ますと、繁閑の波があり、繁忙期には業務が集中することから、超過勤務により対応せざるを得ないといった状況があることも十分認識しているところです。

また、職員の超過勤務の縮減については、行政運用上、重要な課題として捉えており、ワーク・ライフ・バランスの実現、職員の健康管理、事務効率の観点からも積極的に推進することが必要であると考えております。

こうしたことで、労使間においても超過勤務の縮減を共通の課題として、職員労働組合と人事課で時短推進委員会を開催しながら、これまでから有効な対応策について協議を重ね、平成24年6月に知事と職員労働組合委員長の間で「奈良県ワーク・ライフ・バランスの推進労使宣言」を締結してまいりました。今後も労使が力を合わせて明るく元気な職場を実現してまいりたいと考えております。

最後ですが、平成25年12月、先ほど申し上げた総務警察委員会において、山村委員からの質問にありました職員の超過勤務の実態についての現状を報告します。出退勤システムにおける職員の出退勤時間のデータは、非常に膨大なデータで、サーバーに保存されているものですので、これだけのデータ量になりますとデータを抜き出すということは不可能で、また、抜き出した膨大なデータを分析することは非常に困難な作業となります。こうした状況であるため、平成25年12月の総務警察委員会で答弁したとおり全てのデータを分析することは難しいということで、個別に対応していくと総務部長から答弁がありました。これを踏まえて、さきの総務警察委員会終了後の山村委員とのやりとりの中で、データを分析する必要のある所属や職員、あるいは日付を具体的に特定いただければ、データを提供できるということもお伝えしたのですけれども、協議、検討がなかなか合意が得られないということで今日に至っております。

また、データをサンプリング抽出して提供することも我々の方で考えましたけれども、

従来から申し上げているとおり、庁舎を出た時間、いわゆる退庁時間が超過勤務時間とは言えないといったケースも散見されますので、データとしては実態にそぐわないものとなっております。県としてはこうした実態にそぐわないデータを整理するよりも実質的な超過勤務の縮減を図ることが重要と考えており、労使間でさまざまな取り組みを進める中で、例えばことし夏からの新たな取り組みとして、サマータイムを開始した7月から、毎週水曜日の定時退庁日の勤務時間終了後に、職員労働組合と人事課が合同で本庁舎内を巡回して、超過勤務命令のない職員が在庁している所属長に対して、人事課長名の注意書を発行し、管理職をはじめとする職員の意識改革と機運の醸成を図ってまいったところです。現在も続けております。今後ご指摘いただいている内容については、労使交渉の中で職員労働組合とも協議を重ねるとともに必要に応じて超過勤務の実態も報告してまいりたいと考えております。以上です。

○山岡雇用労政課長 緊急雇用創出事業についてのご質問です。

平成25年度においては、33億5,954万円の予算を承認いただき、285事業、22億5,998万円を執行しております。雇用創出は1,368名です。平成25年度において実施した事業と執行率は、介護、医療など成長が期待される分野での新たな雇用機会を創出するものが82.4%、東日本大震災の影響等による失業者等の雇用機会を創出するものが77.4%、地域に根差した起業者等を支援することで、雇用の場を確保するものが17.1%となっております。起業者等の支援に係る事業の執行率が低いことが緊急雇用創出事業の執行率に大きな影響を及ぼしているものと考えております。起業者等を支援する事業は、国の好循環実現のための経済対策として、平成24年度補正予算で措置された事業です。創業当初から奈良県に本店機能を有する起業後10年以内の起業者等に対する委託事業を対象としたものです。この事業は、経営が苦しい時期にある起業者等に対する支援であるとともに、事業趣旨として委託事業終了後の継続雇用が望まれておりますが、そのような起業者等が見当たらない状況もあり、十分に活用できなかった面もあると考えております。

次に、雇用期間の質問ですが、事業委託期間がある原則1年以内ということです。それと、22億5,998万円の内訳ですが、10万円単位で申し上げますが、県事業の実績が6億7,880万円、市町村事業の実績が15億8,110万円です。

最後に、一時金の支給状況についてです。事業を完了後、継続して雇用する場合については、一時金として30万円支給されるわけですが、これについての平成25年度の実績

はありませんでした。7事業者に事業を委託しておりましたが、申請はありませんでした。なお、平成26年度については、委託している16事業のうち10業者については、申請見込みはあります。残りの6事業者については、申請をしないとのことでした。以上です。

**○前販産業政策課長** プレミアム商品券の発行状況について、まず、市町村における実施状況と効果ということです。市町村におかれては、天理市商工会、香芝市商工会、斑鳩町商工会、十津川村商工会の4団体が、発行総額にして1億1,050万円にのぼる商品券を発行されました。そのうちプレミアム相当額は1,050万円、このうち県が負担したプレミアム相当額は499万2,226円となっております。十津川村商工会においては、県からの補助金のほか、村からの補助金や自己資金を加え、プレミアム率が20%という非常にお得な商品券を発行されるなど、地域独自の特色ある取り組みが見られたところでした。実施された市町村におかれては、消費拡大等活性化に貢献した効果があったものと考えております。

次に、県が10月1日から発行している「生活応援せんとくんプレミアム商品券」ですが、その参加店舗については、県内の1,830店舗にご参加いただいております。その内訳については百貨店、スーパー等の大規模小売店舗が307店舗、コンビニエンスストアが148店舗、大規模店舗の内外にかかわらず、専門店として参加いただいているのが1,375店舗となっております。以上です。

**○大月地域産業課長** 中小企業振興資金貸付金特別会計の状況と、県の対応についてお答えさせていただきます。

いわゆる中企特会の平成25年度末の延滞債権額は、高度化資金で4件、14億4,600万円、設備近代化資金で23件、4,500万円、小売商業高度化資金で、24件、5,100万円、3資金の合計は50件で、15億4,200万円という状況となっております。このうち、設備近代化資金と小売商業高度化資金は、制度としてはもう既に終了しており、現在延滞債権が残っている状況です。これらの延滞債権は昭和40年代から平成の初頭までに貸し付けを行った案件が大半で、多くの貸付先は既に倒産している状況です。その中には連帯保証人が少額返済を継続していただいている貸付先もあり、これらの連帯保証人については、資産状況等を把握するとともに、繰り返し訪問や督促を行い、返済金額の増額をお願いしているところです。しかし、連帯保証人の死亡等により回収が困難な貸付先も出てきている状況で、これらについては、今後の調査で回収不能と判断されれば、不能欠損処分を行わざるを得ないと考えております。

一方、高度化資金については、延滞は4件の貸付、貸付先としては2者です。この2者の貸付先は現在も事業を継続しており、約定どおりの返済はできていないものの、厳しい経済環境の中で償還を継続し、何とか返済しようとお努力をいただいているところです。

県としては地域産業を振興する立場から、貸付先の事業再生を第一に考え、債務者にモニタリングをしながら経営状況を的確に把握し、コンサルティングを通じて経営改善を促しており、返済額の増額を働きかけていきたいと考えております。あわせて、もしもの事態として債務保全の観点からは、貸付先の組合や連帯保証人等に係る資産や収入等の調査を行い、事業継続に困難が生じた場合には迅速に強制措置がとれるよう債権管理の万全を期してまいりたいと考えております。以上です。

○小林委員 それでは、お答えいただいた逆の順番で、意見を申し上げたいと思います。

中小企業振興資金貸付金についてお答えいただきました。1点だけ再度お尋ねしたいのですが、先ほどの貸付金その他について、債権を放棄されたもの以外の内訳などをお話いただきましたが、延滞債権がまだ残っており、その償還が困難なところもあるということで、欠損処分もあり得るということと言われたのですが、その欠損処分もあり得るという額はどのくらいになるのでしょうか。お尋ねします。

それから、プレミアム商品券については、先ほどの数字をお伺いしておりましたら、市町村が実施した商品券についてはかなり効果があったようです。ただ、県が発行されておりますプレミアム商品券で参加店舗の内訳をお話いただいたのですけれど、どうしても大手の店舗に偏ってしまって、なかなか周りの商店にまで恩恵が回ってこないのではないかとのご意見もよく耳にします。それで参加店舗を広げていくということが非常に大事ですし、先ほど数字でお答えいただいておりますが、だからといって恐らくこういう店に行きなさいということは言えないでしょうけれども、そういう状況というのはこれからもしっかりと留意して把握をしていただけるように、県の場合はスーパーやコンビニ、その中の専門店などという形で仕分けをされていたのですけれども、その参加店舗を一般的にも広げるということでこれからぜひ努力をしていただきたいと要望しておきます。

それから、緊急雇用創出事業についてです。この事業の執行率が67%にとどまったということを非常に残念に思っているのですが、内容をお聞きしたら、それでも1,368名の雇用が一時的にしろあったということで、それなりの成果はあるのかと思います。ただ、雇用継続の対象が、営んでおられるのが10年以内の企業という条件で、その企業がなかなか見つからない状態にあるということでもあります。ただ、継続雇用をした場合の

一時金支給制度の利用者が平成25年度はなかったということで、平成26年度には少しそれがつながっているようですけれども、この点で雇用が一時的に終わってしまうことは、失業するまたもとに戻ってしまうということです。この辺について就労のきっかけがつけられたわけですから、県としてそれが継続される支援をしていただくことを求めているとおきたいと思います。

それから、黒字決算に関してお尋ねしました。職員の負担が非常にふえていっていると、それから、士気やモチベーションが低下をしているという状況になっているのではないかとということをお尋ねしたわけです。いろいろと時間外労働の削減、縮減のための努力がされていて、そういうことはお答えをいただいたわけです。しかし、それは当然しなければいけないことなのですから、こうした状態をどう改善していくかということが非常に重要なのです。

それから、2つ目にお尋ねしましたこの件です。昨年の総務警察委員会でご答弁に基づいてそれをどう協議して、そして検討されているかということについては、検討が非常に難しい、データが膨大なもので、抜き出して分析ということが非常に難しいということでお答えになり、協議検討が進んでいないということですが、県庁には出退勤読取機があるわけです。読取機の労働時間を調査すれば、これはすぐわかることではないかと昨年の総務警察委員会でも山村委員も指摘をしてきているところです。それが業務が、全てをやろうと思ったらその業務が膨大だということはわかります。ですから、その部分でどこに特定をして、そしてその調査をしていただくかということで、特定をして調査をするのか、どの範囲とするのかという協議をして検討していくということではなければならないと思いますが、このデータについて実態にそぐわないものだというのもお答えになっております。どうも納得できないところなのですが、実際の労働時間がどうなっているのかということは、先ほど言いましたように、それで明らかになるのではないかと。業務量が膨大であれば範囲を特定して、そこで明らかにして、報告していただくことは可能なことだと思っておりますが、この点について再度お尋ねします。

最後に、県債残高について、意見を述べておきたいと思っております。県債残高がどんどんふえていくわけですが、もちろん交付税措置がされる臨時財政対策債を中心に行っているということで、通常債については、その発行を抑制しているとお答えをいただいたわけですが。これは実は、先日議会で決算審査に関する学習会がありましたときに、講師の先生にお尋ねしたところですが、予定どおり交付税措置がされるかということは、将

来にわたっては非常に不明瞭というか、はっきりしていない不安定要素があるとおっしゃっておりました。100%の保証はないのではないかと思います。これは今の時点ではそういうことで、できるかもしれませんが、このような要素があるということです。

それから、通常債の発行を抑えてきているということですが、今年度については、国の地域経済活性化ということで措置された地域元気臨時交付金、国の緊急経済対策を活用されて、普通建設事業費もふえていっているわけで、そういう通常債として発行がふえていっているわけです。

だから、普通建設事業の中でも、実は災害に対する復旧、復興に向けての整備などは、絶対に優先して推進していかなければなりません。けれども、そのほかの大型事業と言われております事業、例えば大宮通りを軸とした拠点施設の整備、奈良公園や平城宮跡周辺の魅力向上などの事業、なら食と農の魅力創造国際大学校第6次産業化研修拠点の整備事業などの事業について本当に急を要するものなのか、必要なものなのかという県民同意が得られているのかという状態にあるわけです。こういった一つ一つの事業について、きちんとチェックをされていくことが必要だと思いますし、国は経済対策として支援をすることで誘導をしますが、次々誘導に乗って事業を進めていくことは、ここで少し立ちどまって考えていただかないと将来にツケが残されていくということになりますので、この点は意見として述べておきます。

**○大月地域産業課長** 中小企業振興資金貸付金特別会計の延滞について、債権放棄の状況がどうなっているのかというご質問でした。

延滞債権のうち設備近代化資金23件、4,500万円、小売商業高度化資金24件、5,100万円の2資金がございます。これらの資金は、先ほどご説明させていただきましたように、設備近代化資金は平成11年度限りで制度は終了しております。小売商業高度化資金は平成21年度限りで制度は終了しており、この2資金について延滞債権だけが今残っている状況ということで、残念ながら昭和40年代に貸し付けた先もまだ延滞として残っており、こういうところについては大半が倒産しております。主債務者が破産をしており、今、連帯保証人のところへお願いに上がっているところなのですけれども、年数がたっているものについては、連帯保証人が時効を援用されるケースも出てまいりました。そういうものについてはどうしても債権放棄をせざるを得ない状況になってまいります。こういうものについて、年度毎にご協議を申し上げていくことになりますので、放棄すべき額が幾らなのかということは現時点でははっきりしておりません。以上です。

○浪越総務部長 総務警察委員会で山村委員からご質問があったときに、さすがに全てのデータを分析してどうのこうのというのは難しいだろうとお答えを申し上げて、委員と人事課で一度話し合いをしていただければと申し上げました。そのことは人事課長の答弁にも出てまいりましたけれども、その協議はしたのですけれども、結局どういうふうにするということは結論として得ていない段階です。先ほどのデータの件も含めてですけれども、我々の超過勤務というのは、まさに税金を使い勤務をするということですので、勝手に特定の人間がこれから残業しますということで残業するという世界ではない。しっかりと勤務管理をした上で出すべきものだと思っております。そういう意味でいいますと、勤務命令がございます。その勤務命令に基づいて勤務をしていく、そのことが大事だと思っております。今回試みた、勤務命令のない職員が所属に残っている場合は退去しなさい、帰りなさいということを指導しようということは、同じように勤務管理という観点からいうと、大事なことだと思っております。

先ほどのデータの話ですけれども、当然、勤務を管理するためのデータという認識でいたのですけれども、実態はそういうふうになっていない。帰る時間、例えば5時18分に帰るのか15分に帰るのか、そういうことを管理しているわけではありません。今はどちらかという、帰る時間に通されるケースもあります。また、帰るときに通さないで帰っているケースも実態としてあるようです。そういったことも踏まえながら、このデータが勤務の実態を全てあらわしているということは言いがたいと思っております。

先ほど人事課長が答弁しましたとおり、今後少しその勤務管理のことも含めて、いろいろ協議をさせていただいて、まさに勤務管理の形でつながるようなことでやれるのであればやっていきたいと思っておりますので、引き続き話し合いはさせていただきたいと思っております。以上です。

○小林委員 総務部長からご答弁いただきました職員の時間外勤務の結果について、引き続き協議はされていくということですね。ただ、特定という言葉といますか、文言が個別というか、一人一人というか、訴えがあったとかそういう方だけのことを言っているのではなくて、職員の時間外勤務の実態が把握できなければならない、その対策をとるにしても、それをきちんと把握していただいて、それをどういう把握にするのかのその辺に限定といますか、業務量が多いので、調査するのかということは協議によりますけれども、それでぜひ出していただきたいと思っております。

時間外勤務の実態ということで、何人かの職員やご家族の方から、大変な状況だと各地

から聞こえてきております。今回、質問させていただくに当たり、職員数と時間外勤務の推移、これは給与上への勤務の推移ですけれども、10年間の資料もいただいております。職員が削減されてきたと言いましたけれども、この10年間、実は2005年度からの数字を出していただきましたが、2013年度まででは620人減少しておりました。

当然、時間外勤務についても、総残業時間を出していただき、平均をとり、そして2005年度と2013年度の1人当たりの時間外勤務の勤務数を出してみますと、これは推計ですが、2005年度のときは118時間に対して、2013年度は138時間と、給与に算定された時間外勤務時間でもこれだけふえておりました。それから、先ほど健康破壊のことを言いましたけれども、病気の状況について、5年間の記録を出していただきましたが、30日以上の特例休暇者が2009年度112人、2010年度109人、2011年度120名、2012年度は少し少なくなって63人、2013年度は99人と、平均しますと約100人は病気休暇で休んでいるという状態もその資料で明らかになりました。その中で最も多いのが精神及び行動の障害です。メンタルな面での病気休暇というのが多くなっておりますから、年間100人も職員が倒れている状況というのは、これはやはり、何としても改善されなければ大きな損失、損害だと思っております。

その上に、先ほどご答弁いただきましたけれども、職員の皆さん、家族の皆さんからすれば、それ以外で県庁でご勤務している時間、実際の労働時間があると聞こえてくるわけですので、ぜひ、出していただけるよう要望いたします。これは総括でも述べます。

○岡委員 何点か質問したいと思います。

まず1番目、小林委員からも質問がありましたので重複するかと思いますけれども、財政運営について幾つか気になる点があったのですけれども、当初考えていた角度を少し変えてお尋ねしたいと思います。

この間いただきました「平成25年度重点課題に関する評価概要版」の中にまとめているのですが、県は平成26年度から奈良県行政経営マネジメントプログラムを始めていただいているが、どういうことを最終的に目指しているのか、お答えいただける範囲で教えてもらいたい。といいますのは、2つほど課題を考えているのですけれども、一つは職員数が目標を達成して50人の削減ができたという報告があるわけですが、本県は東京都及び政令指定市のある道府県を除いて全国で上から何番目ぐらい成績がいいということがここに報告を書いているわけですが、一体適正な職員数とは何かという考え方をお尋ねしたい。

それともう一つは、人件費という考え方は持っていらっしゃるのかどうか。普通民間の企業ですと、社員数もちろん気になりますけれども、要は人件費率を常に見ているわけで、県として全体の収入に対しての人件費率はどうなっているのか。正職員以外にもパートもいるし、残業代も当然人件費になるわけです。そういうものを入れた人件費率という考え方をお持ちなのかどうかをお尋ねしたいと思います。

2番目は、ファシリティマネジメントの件です。これは先般、猪奥委員も本会議で質問された件ですので重複するわけですが、あれからこの件について関心を持っておりまして、現在どのような取り組みをされておられて、どういう成果が生まれているのか、直近の情報を教えていただきたい。

3番目は、県内の避難所の機能強化ということです。ご存じのとおり、昨今非常に災害が多くなっており、避難所の対策ということで、本県においても3年余り前の紀伊半島大水害の反省を踏まえて、避難所についていろいろと取り組んでいただいているわけです。あのとき、反省の一番目にありました電源の確保、通信機能の確保について、3年余りたちましたが、避難所の機能強化について、備品等の設備の状況はどうかをお尋ねしたい。

4番目は、e-MATCHが救急で活用されているわけですが、現状において効果を出しているのかどうか。また、今後の課題はどんなものがあるのかをお尋ねしたい。

最後5番目、テレワークについてお尋ねしたいと思います。これはもう言うまでもなく、再三質問してきたわけですが、今一番困っている問題は、いろいろな研修などを県もしていただいているようですが、研修後の就職になかなか結びついていないというのが課題ではないかと思われるので、その辺の現状と今後の課題についてお尋ねしたい。以上です。

**○浪越総務部長** 行政経営マネジメントにかかわってのお話をいただきました。定員適正化と人件費の比率という話ですが、まず、人件費の比率ですけれども、今回提出させていただいた「平成25年度一般会計決算の概要」の5ページに歳出に占める人件費の割合ということで30.4%と出ております。先ほどから、いろいろとご質問があったように、どのように職員数の適正化を図っていくのかというのは大きな課題です。昨今ファシリティマネジメントとあわせてパーソネルマネジメントという言葉を使っておりますが、ヒューマンリソースマネジメント、まさにその人材をいかに活用していくか、そういう観点で、行政経営のマネジメントの中でも議論をしているところです。その中で、定員というのはそれぞれ事業費や年度年度の中で変わってまいります。例えば公共事業といった事業では、

年度間での増減は必ず起こってまいります。そういったことも踏まえながら定員の適正化を図っていかねばいけない。それとあわせて、一時的な部分について正規の職員をどれだけふやすのかという議論ではなくて、その一時的な部分の期間なども念頭に置きながら、やはり定員の適正化という観点は考えていかねばいけないのかと思います。

また、今後退職後の再雇用制度なども含めて定員の適正化の考え方をつくっていきたい。さらに、職員の人材を活用するという観点、育成をするという観点で今後行政経営のマネジメントについてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○中井ファシリティマネジメント室長 ファシリティマネジメントの最近の取り組みについてのご質問でした。

本県の県有資産には、いわゆるインフラと言われる道路や河川等を除いて、約800の施設とその敷地、そのほかに170の土地があります。その土地について、有効的に活用していくのが大事で、資産の適正管理、有効活用に取り組むということを実施しております。平成25年1月にファシリティマネジメント推進基本方針を策定し、それに基づき資産が、どういう状況か実態調査をしております。それに基づきそのまま継続的に利用するもの、処分するもの等に評価をして、継続的に利用するものについては、今後の活用の方策について検討しているところです。

また、本年4月22日付、総務大臣より地方公共団体に対して、公共施設等総合管理計画の策定が要請されております。これについては、将来的な人口減少や財政見通しに応じた公共施設の最適配置、それと維持管理や更新等に係る費用の軽減、平準化を目的に、各地方公共団体の持つ全ての資産、施設を対象に、公共施設等の現況を把握し、計画的な更新、統廃合、長寿命化等に関する基本的な方針を記載するものです。その策定に要する標準的な期間として、3カ年のロードマップを国は示しており、平成28年度までに策定するように要請されていると認識しております。

先ほど申しましたように、県では既に平成25年1月にファシリティマネジメント推進基本方針を策定しており、この方針をさらに具体化したものとして、平成27年度中の策定を目途にファシリティマネジメント実施方針の検討を進めております。この実施方針を策定することにより、公共施設等総合管理計画の公共施設に関する部分が策定できるものと考えております。

また、この計画には道路、橋梁、上下水道等のインフラに関する長寿命化計画の行動計画も記載する必要がありまして、一部策定済みのものもありますが、県土マネジメント部、

水道局等において策定に向けた検討を進めております。各部局ともその所管している施設等について順次計画の策定を進め、公共施設総合管理計画を平成27年度中を目途に策定したいと思っております。それにより、県有資産の適正な管理、配置、維持管理等を行っていきたいと思っております。以上です。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 避難所の機能強化、避難所における備品等の整備状況についてお答えさせていただきます。

市町村の避難所における備品等の設備ですが、例えば都市部と山間地域など、その避難所の置かれている状況により必要な設備、備品というのは一律ではないものと考えております。このようなところから、一義的には各市町村で必要な設備、備品を整備することが基本だと考えております。委員もお述べになっておりましたが、紀伊半島大水害においては、南部地域を中心に17地区で集落が孤立をしました。多くの地域で停電も発生しました。これに伴い、避難所・集落と役場との連絡が途絶し、照明も使えないというような不安な夜を過ごされたという状況も生じております。

このような紀伊半島大水害の経験を踏まえて、県では平成24年度から平成26年度までの3カ年、非常用電源などを整備する避難所の機能強化を図る市町村に対して補助を行っております。市町村ではこの補助金を有効に活用いただき、非常用電源や簡易トイレ、石油ストーブなどを避難所に整備していただきました。このような形で避難所の機能の強化を図っていただいております。

このうち特に、命を守るということで、ライフラインの中で特に重要と考えているのが電源です。委員もおっしゃっておられたように、通信機能を確保するためにもまずは電源が重要と考えております。この非常用電源ですけれど、補助金で整備した実績を申し上げますと、平成24年度には6市町村で発電機が55台、投光器も71台整備いただいております。平成25年度には7市町村で発電機が74台、6市町村で投光器を154台整備されたところです。また、今年度においても、8市町村で非常用発電機115台、7市町村で投光器148台という補助申請をいただいております。平成25年6月時点と昨年度の集計になるのですが、県内の市町村における避難所での非常用電源の整備状況ですが、この補助金で整備したものも含めて、全ての避難所1,382カ所のうち344カ所、24.9%で非常用電源を整備・設置していただいております。いまだに低い状況にあることも認識しております。

このような状況を踏まえて、各市町村では、今年度、来年度の2カ年で市町村の地域防

災計画の見直し作業を行っておられます。この作業に対して、県としても例えば会議に参加するとか、ブロック会議を市町村にもっていただいて支援をするとか、個別にモデル市町村を決めて、そこに直接支援や助言をする支援も行っております。この中で避難所の指定の見直しをはじめ、避難所のあり方について各市町村とも意見交換を行って、この備品等の整備についても各市町村に助言するなど積極的に働きかけをしてまいりたいと考えております。以上です。

**○村戸消防救急課長** e-MATCHの現状と課題等についてお答えいたします。

救急患者をその症状に応じた病院に迅速、的確に搬送するために緊急搬送ルールを平成23年11月30日に定めて運用しております。また、その後、e-MATCHを導入するために平成24年3月には消防機関に、平成25年3月には救急受入病院に携帯情報端末であるiPadを配付しました。また、本年4月からは受入病院の受け入れ可能かどうかの表示を変更して、より正確に病院の受入状況が救急隊員に伝わるように改善しました。表示の変更からその効果については、変更後間もなく、まだ十分な検証ができておりませんが、ことし5月から7月の3カ月間の傾向を見ますと、搬送先が1回の照会で決まる割合が平成25年の同時期5月から7月の割合68.7%から71.4%にふえております。また、逆に4回以上かかる割合が平成25年5月から7月の同時期と比べて、9.7%から8.3%に減少しているという改善傾向は見られます。

また、一方、10月3日に、救急隊員とのe-MATCHについての意見交換を行いました。その中で、まだ病院側の受け入れ表示が十分正確ではないといった意見や、逆に受け入れできないというバツの表示を救急病院がしているにもかかわらず、救急隊員がそこへ電話をしているケースも見受けられるといった意見も聞いております。そういったことが今後の課題と考えておりますので、今後も消防のみならず、病院側との意見交換を行う中で、搬送ルールの徹底を図り、消防と病院の双方連携のもとに、より迅速、的確な救急搬送に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

**○山岡雇用労政課長** ご質問のテレワークについてです。

多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するために、仕事と家庭の両立を促進し、就業率の向上を図るという目的で、企業に対して啓発、導入を促進するために在宅就業普及促進事業ということでテレワーク事業を緊急雇用として実施しております。県内の企業や県内在住の従業員がおります大阪や奈良の企業に対して、延べ802の企業を訪問し、テレワーク制度の啓発やコンサルティングを実施しました結果、現在までで県内で2企業

の導入をいただきました。また、県内8企業、県外1企業で導入に向けた検討を現在していただいております。ことしの6月にも在宅就業テレワークを広く知っていただくためのセミナーを開催し、導入されている企業の具体的な事例を発表していただき、啓発に努めているところです。

委員がおっしゃっておられるひとり親、寡婦、障害者といった方が家にいながらIT技術を身につけ、在宅で就業を行うことを支援する就業困難者在宅就業支援事業という取り組みがありまして、この事業においては、決められた時間ではなく、個々の事情に合わせた時間帯に家にいながら訓練に参加できることとなっており、これまで129名が修了し、現在41名が訓練に参加しております。この訓練修了者たちの仕事というのが余りないのではないかということですが、訓練修了後はホームページ、ブログの運営や書籍の電子化等の仕事に従事していただいております、これら修了者に対する仕事においても、企業訪問の中で仕事のあっせんという形をお願いし、仕事の拡大を図っているところです。以上です。

○岡委員 先ほどの人件費の比率について、本県が全国的にどの位置にあるか順位が、わかれば教えてほしいと思います。

それから、ファシリティマネジメントについては、とにかく平成27年度末までに仕上げるよという通達が国から来ているわけですが、ぜひそれに対応できるようにお願いしたいと思います。本県においてもまだまだそういう遊休的な県有資産が、たくさんあるように思います。これは要望にしますが、しっかりと取り組んでほしいと思います。

それから、避難所の件ですが、先ほども答弁にありましたように、私もこれを聞いて驚いたのですが、特に紀伊半島大水害で大変な被害を受けた山間部の自治体がいまだに非常用電源の設置がなかなか思うようにしていないという印象です。現在、ようやく県も働きかけていただいているようですが、今も大きな台風が近畿地方に向かっていようですが、人間というのは本当に怖いもので、喉元過ぎれば熱さを忘れるということもあります。やはりいつ起こってもいいように最低限の備えはしていかなければならないと思います。

県は避難所の備品等の設備整備を推進しているわけですが、進める上において、何か課題はありますか。例えば、自治体の持ち出しが予算がないからなかなかできないなど、何か課題があれば教えていただきたいと思います。市町村の名前を上げませんが、平成24年現在のデータで見たらまだ避難所の非常用電源が設置していないところがあるようで、大変心配ですので、何か課題があれば教えてください。

それから、e-MATCHについては、ずっとまだしばらく続く話かもしれませんが、要は互いの情報のタイムリーな交換ができているかどうかが一番大きいと思うのです。特に病院側できちんとそういう情報をタイムリーに上げてくれておれば、消防隊員も活用できるわけですが、そうでないと、さきほどの答弁にありましたように、救急病院が受け入れできないバツの表示があっても消防隊員が電話するなどということは、裏を返せば日ごろからきちんとしていないから1回聞いてみようかということもあるのかもしれませんが。お互いに情報に対する信用度がまだまだ薄いということです。特に病院がバツ、マルと表示をしているタイムリーな情報が、iPadを持っていらっしゃる参加病院の対応がある程度均一化されてきたら、確実にもっと信用度も上がるのだらうと思いますので、ぜひその辺は働きかけをしっかりとやっていただきたいと思います。つい先日も私の近所で救急車が搬送するのに1時間待っている姿を見ました。いまだに変わっておりません。だから私も、救急体制の整備を一生懸命言っているのだけれども、どうなっていますかと言って、お叱りを受けましたけれども、とにかくこれは県民の大きな願いですので、e-MATCHはうまく機能をし出したら威力を発揮するものだと思います。ぜひよろしく願いしたい。これも要望にしておきます。

最後に、テレワークですが、課題は就職につなげるということだと思います。先ほどの報告では、県内で2企業が、ようやくできたということですがけれども、129名が講習を受けられて、41名が仕事をする準備をしているということですか。もう一度、この41名が一体どんな状態なのかお答え願いたいと思います。

それともう一つ懸念されますのは、これも一定の講習料をいただいて講習を受けることになっていると思いますので、その講習を受けることが目的になっているのではないかということです。以前にも似たような政策が国の政策であり、パソコン講習を受けて就職を支援するという制度もありました。毎月10万円を3カ月もらえるという制度がありましたがけれども、終わったら全然就職していない。中にはもっとひどい話があり、そのお金をもらうためにだけ講習に行っているということでした。これは講習を受けさせる人の認定に問題があるのではないかという場面もありました。今回そうだとはわかりませんので言えませんが、ただ、そういうこともチェックしてほしいと思います。以上です。

○浪越総務部長 今、手元にある資料で言いますと、平成23年度の決算ですが、奈良県の場合、人件費で全国的に言いますと22位となっております。先ほど申し上げたとおり、これから市町村も県も含めて今後の自治体運営の中で人件費の問題は大きいと思っております。

ますので、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。以上です。

**○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱** 非常用電源については、まだまだ進んでいない課題ということですが、まず、先ほど申しましたけれど、この補助金を使って平成25年度で発電機74台、それから、今年度も計画ですけれど、115台と少しはふえる状況にはなっております。ただ、市町村によって、例えば避難所をどこに指定するかですが、小学校、中学校が多いのですが、比較的規模の大きいそういったところだけではなくて、市町村によっては地区ごとの比較的小さな集会所を数多く指定しているところもあります。そういった関係もあって、一気になかなか数をそろえられないというような話も伺っているところです。

それから、ちょうど災害対策基本法が見直されて、避難所を2つに分けてもう一度考えてくださいということになっています。一つは、まず命を守るための緊急に避難する場所、とっさに逃げる場所という避難所と、もう一つが少し落ちついてから一定期間避難生活を送れるような避難所に分けて災害種別ごとに指定してくださいと、法律が改正されて市町村も作業を行っておられるところです。避難所数もその中で変わってくる可能性もあります。一旦その避難所の見直しとあわせて、おこなっている非常用電源についても県も一緒に考えて進めていきたいと思えます。ちょうど今見直しの最中だということも原因の一つになっているかも知れません。以上です。

**○山岡雇用労政課長** テレワーク在宅就業事業は、平成22年度から実施しており、昨年度までの1期から6期までの修了者が129名、それから本年度は7期ですが、現在41名が訓練を受けているという状況です。

**○岡委員** 総務部長の人件費率の全国順位については大体そんなところかもしれません。職員数は少ないということを強調されていますけれども、人件費率としてみると全国まん中ぐらいということです。財政規模と人件費の規模というのは、今後大事な見方だと思えますので、他県とも比べながらやっていただきたい。別に1番にならなくて結構ですから、効率を考えてやってもらったら結構だと思えますので、常に注意を払ってもらえれば良いと思えます。

それから、避難所の件については、もうくどくは申し上げません。ご答弁いただいた話も大体わかります。ちょうど再検討している渦中にあるのでなかなか詰まりにくい面もあるようにお伺いしました。おこなっているところについては地域防災計画の中に特に避難所の見直しが大きな課題になっているようです。特に土砂災害ですと、命を守るための緊急

避難場所をどうするかが最近非常にクローズアップされていますので、そういう見方の避難所のあり方も当然検討しなければならない状況です。ただし、当然本県の場合には、台風等の災害が今後とも考えられますので、電気がなくなったときの不便さ、生活の不安、通信網が途絶えたときの問題等はもう嫌というほど経験しましたので、ぜひ電源確保の対策を、特に山間部の自治体については推進をお願いしたいと思います。

それから、テレワークの件についてですが、答弁によると1期から6期で129名が修了して、現在7期目が41名ということです。ということは、逆の言い方すると、現在講習中の方は除外して、過去に129名が講習を受けられて、就職された方は2名だと理解してよろしいですね。講習が終わった方は1期から6期までが129名です。そして、そのうち県内で就業された方が2名と報告がありました。そのように理解してよろしいですか、もう一度お尋ねします。

○山岡雇用労政課長 先ほど申しておりました2企業で導入いただいておりますのは、企業としてのテレワーク制度を活用しているということです。

○岡委員 ということは、この中から就職が決まったわけではないのですね。

○山岡雇用労政課長 実は修了しております129名については、ほとんどの方が在宅でテレワークの事業をやっておられます。ただ、技術の問題等で格差はあり、修了された方につきましては、アンケート調査を実施しまして、追跡調査を行っております、第5期生のアンケート調査をした結果ですが、一番多い方で月に在宅で23万円ほど収入ある方がおられます。ただ、大体平均が5万円程度の収入があればいいということでやっておられるのですが、技術の格差等もありますし、1回お頼みしたところ、余り思ったような結果がなかったので、次に仕事がもらえないというのもありまして、月に8,000円や1万円という方もおられます。この訓練で得た技術で今も継続して仕事をやっておられるかという、ほとんどの方がやっておられます。以上です。

○岡委員 もう時間がありませんので、後からまたアンケートの結果を教えてください。

それと、一つ提案があります。「奈良県」というのは奈良県ではトップ企業だと思えます。多額の予算が動いていると思うわけで、仕事もたくさんあるわけです。私はぜひこれを県として成功例をつくるために何か県が直接テレワークをしていただく方を、たくさんはいなくてもいいですけれど、成功例をつくるために何か知恵を絞ってほしいと思います。要は県で1人でも、2人でもいいけれども、そういう例ができないのかどうか、この辺について今お答えできますか。できなければ、これは知事にお聞きしたいと思います。

○国中委員長 要望ですか、意見としてですか。

○岡委員 この件については県としての今後の決意を確認したいと思うのです。

○浪越総務部長 テレワークの件については、先ほど雇用労政課長が申し上げたように、いろいろな能力差という部分があります。業務の中でテレワークの発注になじむもの、なじまないもの、そういったものを研究する必要があるかと思います。県でそういうことが実際にテレワークとしてなじむものがあるのかどうか、そのことをまず研究したいと思います。以上です。

○岡委員 まず、研究を始めてください。あればぜひお願いしたいし、どうしてもなければ仕方ありませんけれど、やはり県として行政がこれを先導していくという考え方が大事だと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○猪奥委員 まず、岡委員の後を継いで、ファシリティマネジメントについてお伺いしたいと思います。

昨年の4月1日に県有資産で未利用のもの、低利用のものをリストとしてまとめられました。まとめた建物や土地は、今後の売却などに向けて、まずは庁内でお話し合いをする。庁内で話し合っただけで使いたい部署がなかったら、今度はその施設がある市町村にお話をします。市町村で検討されて、それでもなければ売却などに向けて話を進めていくという方向性だということです。

市町村の協議や土地の整理については、今されている以上にもう少しスケジュール感を持って進めていただきたいと思います。というのは、例えば私の家の近くには工業高校の跡地があります。民間の方がこれはいいなと思って、買いたいという話をされたときに、市町村に話を聞いている状態がいつまで続くのかわからなければ、その土地に対して投資を今後していくのか、または、ここで検討を進めていっていいのかお話を進めることができないうのです。県庁内で話し合いが終わった後は、市町村にももちろん話をされるのでしようけれども、そのときにスケジュール感を市町村にも提示する。そして、同時に民間の方にもここはこういうスパンで考えている土地ですと外向きにも提示できるようにすべきだと思います。このことについてお考えを聞かせてください。

このファシリティマネジメント室が管理をされている土地というのは、ファシリティマネジメント室だけでなく、企業立地推進課でも今後売却し得る土地としての認識をもう少し持っていただけたらいいと思います。外部の方から工業立地や土地利用ということで相談があるのは、一元的には企業立地推進課だと思うのですけれども、ファシリティマネジ

メント室で資料を持って話し合いをしていれば、1年後にはもしかしたら相談できる土地がありますと提示できるような状況になっていればいいと思います。この点について企業立地推進課からもお答えをいただければと思います。

次に、フェイスブックやホームページを利用した情報発信についてお伺いしたいと思います。

ホームページについては、観光振興対策特別委員会で何度か質問はさせていただきました。県のホームページがあり、県が力を入れていることに対して、ホームページからリンクで飛ぶかたちで特設ページが幾つかあります。ただ、県のホームページ中ではある程度体裁が同じスタイルなのだけれども、飛んだ先が全然違うホームページに行ってるような感じで、検索の仕方も違うし、探し方も違うし、見ている方からすると不親切なつくりになっているのではないかと常々感じています。

その不親切さというのは、見方の統一だけではなくて、各部局のホームページに関しては、県庁内の縦割りの中で作られ、縦割りがあまりにも強く反映されていると思うのです。例えば高校について見ているときに、県立高校は当然教育委員会の中にあり、私立高校は地域振興課の中にあるのです。部局ごとの階層をたどって、検索すればもちろん出てくるのですけれども、県民目線で言うと、私立高校と公立高校では違う部局が担当しているなんてことは知ったことではない話です。他府県のホームページがどうなっているのかと見てみると、滋賀県では、教育というところから高校に入って、高校に入ったら私立高校、公立高校と非常に県民の方の普通の感覚で進んでいける階層で設定がされていたように思います。現在、広報広聴課で各部局に問い合わせいろいろな情報をいただいているとは思いますが、もう少し県民目線に立つてするには今の権限ののりを少し越えるようなことをしていただきたいと思います。この点について教えてください。

もう一つがフェイスブックの利用です。ほかの近畿圏内を見てもみると、県の公式アカウントを持っておられるということがほとんどでした。災害の情報にしても観光の情報にしてもフェイスブックを利用して発信するという事は、私たちも何をやっているか伝えようと思って、もちろんホームページも持っていますし、ブログも持っていますけれども、一番アクセスが多かったりやりとりが多いのはフェイスブックです。SNSの中で現在、フェイスブックを使っておられる方が最も多いですし、情報が届きやすいツールだと思います。このことについて、県として検討してもよいのではないかと考えます。お考えをお聞かせください。

最後に、冊子「奈良の災害史」をつくりましたということで、事務所にも送っていただいております。災害対策基本法も変わっていった、災害に対する取り組み、現在、地域防災計画が市町村でもつくり直されているところです。その中で災害の伝承、知見の伝承が非常に大切だと思うのです。ここで100年前にこんなことが多かった、200年前にこんなことが起こったと伝えていくことが命を守る上で非常に大切であると、国の方でもそのような方向づけをされています。その一環で「奈良の災害史」をおつくりになられたのだと思うのですけれども、まず、そのような理解で正しいのか教えていただきたい。それであるならば、この冊子をつくるだけではなく、地域のフィールドワークを行わないと、知っていたのだけれども、全然うちのほうだと思わなかったとなったら、伝承されていないのと同じです。この「平成25年度主要施策の成果に関する報告書」を見ると、学校にはお送りいただいているようだけれども、送り先の学校でどういうふうに活用されているのかという点について教えていただきたいと思います。以上です。

**○中井ファシリティマネジメント室長** 県有資産の整理をスケジュール感を持って行うということと、その情報についてできるだけ示せるようにすべきだというご質問がございました。

委員がお述べのとおり、県有資産で当初の用途で使われなくなったものについては、まず、県のほかの用途に使えるか、使えなければ、市町村でまちづくりに生かせるような活用ができないかということで市町村と協議を行うこととしております。その協議の結果、市町村でも活用が考えられない場合は、民間に売却または貸し付けを行うという手順で整理を進めております。民間への売却に当たっては、土地の境界確定、それから地積更正等を行い、必要に応じて土壌汚染やアスベスト、有害物質等の有無についても調査を行った上で一般公募で入札を行って売却をしております。委員がお述べのとおり、スケジュール感を持って売却等の手続を進めることが必要というのは認識をしておりますが、資産によっては、先ほど申しました境界確定が時間がかかるものや、市町村との協議についても、一定の期間で結論を出していく方向で考えているものの、物件によっては地元からの要望等があり、その調整でなかなか思うように進んでいないものもあります。いずれにしても、個別の物件について、事業者、県民等から照会があった場合は、現在の状況と今後の見通しについて説明をし、境界確定など売却に向けた手続が完了し、可能なものについては公売の時期等をお示しできるように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

**○大西企業立地推進課長** 関連して、企業誘致に関して利用をというご質問です。

県有資産の中で特に低未利用の資産について、一つの産業用地として活用ということは非常に有効な方策ではあるかと思っております。その中で一つの事例ですけれども、今般、御所東高校跡地においては、御所市からも産業集積地として活用したいとの意向をいただいております、地元のご意向を最大限尊重しつつ、産業用地に活用することが地域の活性化にも資するものであると考えております。県としても、御所東高校跡地については、産業集積地として活用すべく今後地元並びに関係者の方々と緊密に協議、調整を図ってまいりたい。

当課としても、企業用地に資するような、活用できそうな用地については、地元の意向も踏まえながらファシリティマネジメント室と連携をしつつ、活用に向けて図ってまいりたいと考えております。以上です。

**○西野広報広聴課長** 県のホームページとフェイスブックの件について、お答えさせていただきます。

まず、県の公式ホームページについてですが、平成20年4月にコンテンツマネジメントシステム、略してCMSというシステムを導入して、ウェブページの一元的、体系的な管理や職員でもウェブページの作成、更新ができるようにしているところです。現在これにより、統一的な手順で職員でも簡便にホームページのウェブページが作成できるようになり、また、ある程度ウェブページのデザインも統一性が向上し、利便性、見やすさの向上も図られていると考えております。

また、それぞれのウェブページの作成、運用については、各課が行っておりますが、ホームページの運用管理全般については広報広聴課が所管し、常設のヘルプデスクも配置して各課への技術的な支援を行っているところです。

また、発信する情報の内容によっては、より情報発信力を高めるために、デザイン性の高い外部サイトを立ち上げ、県の公式ホームページにリンクさせている場合もありますが、これについては、情報をより効果的に、魅力的に見せるという点において効果的な面もあると考えております。

県の公式ホームページの改善についてですが、最近では平成25年3月にスマートフォンで県の公式ホームページを閲覧される場合に自動的にレイアウト調整される機能を追加しました。また、ことし10月6日には、親しみやすさやインパクト性など、委員がご指摘のような検索のしやすさの向上を図るために、トップページのリニューアルを行ったところですが、統一感、あるいは県民目線で検索しやすくというご指摘を踏まえて、今後も

統一的なホームページの運用を図り、利用しやすいわかりやすいホームページとなるよう引き続き工夫を凝らして改善、充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、フェイスブックについてですが、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアについては、新たなメディアとして近年利用者が急増しており、県でも従来の広報媒体に加え、ソーシャルメディアを活用した県政広報を行っております。現在のところ、文化、観光、雇用、就職、地域づくりなど、それぞれの分野において個別にフェイスブックのサイトを16開設しているところです。フェイスブックについては、情報発信の即時性、あるいは伝播性などが高いというメリットがある一方で、その情報の正確性を確保することなど、運用に当たっては十分注意する必要があることから、平成24年12月には、奈良県ソーシャルメディア利用ガイドラインを策定し、利用の際の留意事項、トラブル発生の際の対応方法などを庁内に周知して徹底しております。

広報広聴課においては、現在、メール配信、あるいはツイッターによる県政広報も行っており、従来からの広報誌、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページなどと併用して広報しておりますが、今後は委員のご指摘を踏まえて、県全体を一まとめにしたフェイスブックのサイトの開設も検討してまいりたいと考えております。以上です。

**○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 「奈良の災害史」についての答弁を申し上げます。**

県民の方の防災意識を向上させたいということで、過去に県内で発生した災害について記録誌を編さんしました。編さんの趣旨は委員がおっしゃっていただいたとおりです。同じようなところで繰り返し似た災害が起こっているという事実があります。このため奈良県内で過去にどういった災害が起こっているのか知っておいていただくというのは、今後の県民の方々の防災意識を高める上で重要と考えております。

それから、その後の活用やフィールドワークが重要ということをおっしゃっていただきました。学校には送っておりますが、学校の図書館などに置いていただいて生徒に見ていただきたいと思っております。ただ、具体的にどのような形で学校で活用されているかというところまでは把握しておりませんが、県としても、住民の方に直接いろいろな県の政策をお伝えする出前トークなど、防災の関係でいろいろ出かけております。こういった中でも今後伝えていきたいと思っております。

また、ことし9月にはこの災害史の編さんのご指導をいただきました、静岡大学の牛山先生と、天理大学の谷山先生、このお二方を講師としてお迎えして、一般の県民の方を対

象に文化会館で、防災の意識を持っていただこう、過去にこんなことがあったことを知っていただこうと発行記念講演会も実施しました。このような取り組みを通じて、県民の方々にこういった情報を広くお伝えしていきたい、今後とも取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○猪奥委員 残念ながら人口も減る中で、県有資産も古くなったものを全部建て直すのではなく、未利用のものがこれからどんどん出てくるのだと思います。建物の集約や、利用する立場からの建物の集約だけでなく、どんどんできてくる本当に使わない土地に関してはどんどん手放していく方針をお持ちなのだと思います。全部を境界確定してから売れというのではなくて、一つ一つ境界確定をして、話の進みそうな、民間ベースにのりそうなものから目鼻をつけて進めていっていただきたい、ファシリティマネジメント室と企業立地推進課が協力しながら進めていっていただきたいと思います。

次に、ホームページですが、CMSを使ってある程度一元化、デザインの統一化はされているのだと思います。ただ、統一しても全部それを部局に任せてしまうと、先ほど申しましたように、部局ののりをどうしても越えることができない。もう少し広報広聴課で見やすさということに立って、こことここは一緒にするなど、リーダーシップをとっていただきたいと思います。

フェイスブックは、別にそれ用の新しい情報をつくらなくても、各課で、こんな政策や事業ができました、新しい県民だよりが発行されていますと流すだけであっても、県ホームページそのもの、県の情報そのものに触れる機会が莫大にふえると思います。コンテンツをつくる必要性がなく、非常に簡単に取り組めることですので、早急に検討し、実施していただきたいと思います。

最後に、「奈良の災害史」の件です。学校に送っているだけでは恐らく図書館の中できれいなままの状態で何年もたってしまうということが想像されます。防災意識を高めてもらうためには、これを手にとってもらって知ってもらい、ただし知識として知るだけだったら意味がないのです。意識を持って取り組んでもらうためには、せつかく、学校に送ったのだったら、学校でどういうふうに活用していただきたいのかを防災統括室と教育委員会で話し合いをすべきだと思いますが、どうですか。これについてはご答弁お願いしたいと思います。以上です。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 教育委員会でもいろいろ紀伊半島大水害のDVDをつくられたり、防災教育のための教材をつくられたりされております。そういった

ときは話し合いをしながら進めていたりしていました。今後も防災総括室で行う、生徒に知っていただきたいようなことについては、教育委員会と連携を強めて進めていきたいと考えています。

**○大坪委員** 数点質問させていただきたいと思います。

最初に、奈良県監査委員からの平成25年度奈良県歳入歳出決算並びに基金の運用に関する審査意見書、9ページ、イ 会計例規の遵守及び内部統制の推進で、いろいろな不適切な事務処理があるところに会計事務の適正化に向けた会計事務適正化プロジェクトの取組が進められているということです。具体的にどの程度の指摘事項、注意事項、意見があるのかについて、また、その具体的な事例についてお聞かせいただければありがたいと思います。

次に、先日の報道でもあったのですが、9月26日に、奈良ドリームランドの跡地が奈良市により公売公告されるということで、県税務課で不動産合同公売をやられるということになっているのですが、この辺の状況についてお伺いをさせていただきたいと思います。

最後に、産業・雇用振興部ですが、「平成25年度主要施策の成果に関する報告書」の138ページから139ページにかけての地域産業の支援・創出についてですが、海外販路拡大支援事業、国内販路拡大支援事業、奈良の逸品売り込み逆商談会開催事業、高付加価値獲得支援補助事業とそれぞれ書いていただいております、この事業に実際参加された会社などの数字が出ているのですけれども、この事業を行われて具体的に成果やつながりができてきたのかどうかについてお聞かせをいただければありがたいと思います。

**○山菅監査委員事務局長** ご質問のあった監査委員の審査意見書について、監査委員事務局において実施している定期監査の結果等を反映させた中で決算というものを見させていただいております。そういう意味で定例の監査等の結果の状況について意見という形でつけさせていただいたところです。

ことしの1月から8月にかけて監査したものを前期分という形で取りまとめ、先月報告させていただいたところです。144の所属についての結果です。指摘、注意並びに意見を含めて131件の指摘等をさせていただいたところです。昨年度の同期には、150件程度あったもので若干減少している状況です。

主な内容ですけれども、区分的に収入関係、支出関係、契約事務の関係、財産管理に関連してという形で付記させていただいたところです。主な内容ですが、例えば収入及び支出手続関係については、システムの運用業務の委託について、契約保証金の受け入れ事務

が遅延しており、4月1日で契約しているのに、保証金の入金が9月であったという事案がありました。その他、分任出納員で委任を受けていない現金収納が行われていたという事案もありました。その他、現金収納に係り現金出納簿が未作成であったもの、あるいは使用料の過徴収などがありました。

契約事務関係では、カラー複合機等の賃貸借に関連して、長期継続契約の手続を経ずに、覚書等により複数年にわたる賃貸借を行っていた事案がありました。そのほか契約関係では、プロポーザルの実施に当たり、本来ならばいろいろな企画を提案していただいた中で、よりよいものを事業化しようというのがプロポーザルの利点なのですが、公告の中で応募者がいない場合には、これまでの契約者と再契約をすると明記された公告がなされていた事案もあったところです。

委託業務の履行確認が不十分であったもの、あるいは変更契約の手続が漏れていたものがありました。財産管理の関係ですけれども、出資に関する権利について報告が怠っていたものや、あるいは財産の管理についてシステム化している関係で、備品の取得に当たってその管理システムへの登録漏れがあったものが散見されたところです。そういった内容で意見をつけさせていただいたところです。

**○枘井税務課長** 不動産合同公売の件について答弁します。不動産合同公売の状況ということでしたけれども、手続、内容についても含めて答弁させていただきます。

不動産合同公売は、地方税収を確保するため、市町村と県が合同で税の滞納により差し押さえた不動産の公売を実施し、滞納整理の促進を図るものです。例年11月と12月の2カ月に設定されております市町村税、県税の一斉滞納整理強化期間の取り組みの一つとして実施するものです。

合同公売は、奈良県税事務所管内の北和地域と高田・桜井・吉野県税事務所管内の中南和地域の2カ所に分けて実施するものです。県と各市町村からそれぞれ独自に公売財産の出品をするということで実施しているものです。今回、北和地域で奈良市から奈良市奈良阪町の土地が出品されたということです。入札は、平成26年11月11日に期日入札で、今回は、大和郡山市が監事の団体ですので、大和郡山市平和地区公民館で実施をします。入札価格が見積価格以上で、かつ最高価格で入札された方を最高価格申込者として決定し、買受代金の納付を確認した上で売却決定をします。そういう手続をするということです。

**○村上産業振興総合センター所長** 地域産業支援・創出の企業の付加価値獲得の支援4事業についてご説明させていただきます。

1つ目の海外販路拡大支援事業ですけれども、ことし2月にニューヨーク国際ギフト・ショー、いわゆるNY NOW（ニューヨーク・ナウ）という事業ですが、出展支援を行いました。県内からは5事業者が参加し、4日間で130件の商談があり、うち実績として26件で商談が成立しました。

2つ目の国内販路拡大支援事業ですが、ことし2月に東京ビッグサイトで開催された東京ギフト・ショーに10業者が参加しました。3日間で115件の商談があり、10件の商談が成立しました。

3つ目の奈良の逸品売り込み逆商談会開催事業については、新たな販路拡大に取り組む県内企業が、商談を希望する百貨店、スーパーの仕入れ担当者を相手に自社商品を売り込む場を設定する取り組みを行いました。記載のとおり37社のバイヤーが参加し、116社の参加企業がありましたが、そのうち商談件数として372件、うち成約が63件でした。年々商談成立の率については上がっているという印象です。

最後の高付加価値獲得支援補助事業については、県内企業が自社の技術力を活用して新たな製品や自社ブランドの開発により高付加価値を獲得しようとする取り組みに対して補助しており、県内産業の活性化に取り組んでいるところです。具体には5企業ですが、例えばコンピューター制御によるレーザー溶接機を活用して、先端医療用手術用器具の性能の向上や、競技用自転車の前輪、前のほうのギアとクランク等の高品質自転車部品については、世界的な企業ですが、OEM生産になっており、今後自社ブランドで製品を販売していきたいという意欲を持って転換していきたいというような企業について、支援したところです。以上です。

○大坪委員 まず、監査ですけれども、莫大な資料の中で、指摘事項、注意事項、また意見という形で、これを抽出されるのは大変なことかと思えます。昨年度の同期150件余りから減っているということです。今後またこういうことがないようにどんどん減っていくことを望むところです。私も奈良市で1年間、監査委員をさせていただくことがあり、書類を見させていただき、なぜこういうかぶったことになるのか、そしてまたこんな質や物品の購入が出てくるのだなど、確かに感じたことがありました。これは、その担当職員の問題もあろうかと思えますし、それが再発しないように、徹底的にこういうことを理解していただいて、こういう事故が起こらないように、またチェックを厳しくということで、引き続き取り組んでいただけたらと思います。

次に、奈良ドリームランドの件ですが、この土地が約30万平方メートルということで、

奈良市内においては本当に広大でまとまった土地です。ただ、その反面大変利用も厳しい、難しい土地であり、また遊園地時代の遊具や建物もそのまま残されているところで、実際に活用することはなかなか難しいと思うのですが、奈良市内の本当にいい場所にあるということで、また、まちづくりの観点からも、質問をさせていただきたいと思っております。

最後に、産業振興についてですけれども、先ほど全ての事業についてご説明をいただきました。本当にこういった形でやっていただけて、大変成果を出していただいていると思っております。さらに今年度もまたあるでしょうが、どんどんこれから伸ばして、さらにこの成約、実際の商談が成立していく、そしてまた自社ブランドの確立をして付加価値をつけていくといったことが奈良県の強みになってきて、奈良というものを売り出していける原点になってくるかと思っておりますので、どうか引き続きお取り組みをよろしく願います。以上で終わります。

○森川委員 何点か質問したいのですが、通告していない部分としている部分とがあります。ただ、時間がないので要望にかえさせていただきたい部分を先に言います。

総体的に奈良県の全体的な予算が年々下がっていく中で、大変大きな取り組みをしていただけてご苦勞をいただいていると思っております。その中でやはり奈良県も人口が大幅に減ってきております。今後の人口減少に対しての財政面などのさまざまな弊害が出てくると思っております。この決算の中でもしっかりと出てきているのが、社会保障費の大幅なアップ、また消費税の使われ方です。県内の消費比率が低く、全国でも46位です。消費税を県内に落としていただくために、県として全体的な取り組みで消費税を県内で使っていただくようにやらなければならない。現在、地域交通などの見直しを県でもやっていただいておりますけれども、端的に言えば、消費税を県内で使ってもらうためには、交通政策も、社会保障も総合的に考えていかなければならないと思うのです。その辺の今後の取り組み、人口減少に対しての取り組み、また消費税をどういうふうに県内に落としてもらうのか、46位という最下位の消費比率をどうやって上げていくのかを、考えておられる部分があればお話をさせていただいて結構です。今のところなければ、要望として今後考えていただきたいと思います。

もう1点は、通告していますけれども、ことしの4月に本庁舎の職員食堂がなくなりました。そういう意味では、いろいろ議論はあるとは思いますが、福利厚生として考えていくことも大事だと思います。職員からの要望がなくても、県として職員が県庁内で食事できるようなことも福利厚生の面から考えて必要ではないかと思っております。今後、福利

厚生として再度県庁内に食堂を設けることを考えていけないのかどうか、今後どういうふうに進めていかれるのか、教えていただきたいです。

それと、先ほど猪奥委員が、「奈良の災害史」について、質問されていましたがけれども、私もこの冊子の使い方や中身について、どのように構成されて、どのようにアピールされようとしていたのか、教えていただきたいと思います。江戸時代からの経過を書いているこの災害史の中で、奈良県で一番大きな災害が抜けているのではないですか。どのような経過でこの冊子の構成をされたのか、教えていただきたいと思います。

**○浪越総務部長** 人口減少に対する財政面の影響、消費税の関係についてご質問です。

まず、人口減少、とりわけ少子高齢化の関係で、税の場合は、恐らく個人県民税の比重が高いのですから、我が県にとってこの個人県民税が減少してくるということは、今後予想されることだろうと思っております。とりわけそれにかわる税収確保が大きな問題です。これは従来から知事もおっしゃっているように、産業部門や商業部門での税収の確保、いわゆる税収構造の改革を目指さないといけないのではないかと思っております。

そういった中で、消費税の話もあります。当然、我が県は県外消費率が高いということで、消費税の配分基準についてはこれまでも国に対して申し上げていたのですが、最終消費地の議論を踏まえて、やはり人口で配分してもらうのが一番正しいのではないかと思っているのですが、これについては引き続き国に対しても要望していきたいと思っております。

県外消費の点で言いますと、近年、大型店舗等が大和平野の西部地域にかなり出店をしてまいりました。そういった生活必需品の部分での消費はかなり上がってくるのではないかと思っております。ただ、そういう県内消費の拡大に向けて、より一層取り組んでいきたいと思っております。

それとあわせて、消費税については、やはり県内消費ということをしかりと意識して取り組んでいただく、それは県民の方にも周知していただくということが重要だと思っておりますので、こういった取り組みをしかりとやっていきたいと思っております。以上です。

**○新座総務厚生センター所長** 職員食堂と福利厚生についてのお尋ねです。職員食堂については、財団法人奈良県職員互助会が県から行政財産目的外使用許可を得て、直接運営していたものです。しかし、利用者が減少するという中で、ことしの3月に廃止を余儀なくされたという次第です。施設による福利厚生は重要なのですが、経営が悪化して改

善の見込みがない場合には、公費による補填は無理ですので、廃止せざるを得ないと考えております。新たに計画しておりますレストランですけれども、このレストランについては、福利厚生施設として職員も利用可能となることを見込んでおります。それに関連して、福利厚生の重要性をおっしゃっていただきましたが、福利厚生は非常に重要だと思っております。けれども、現在では法定外の福利厚生に公費を使うことについては、県民から理解を得ることが非常に困難な状況になっております。このような状況の中で、職員が福利厚生について何を望んでいるのか、またどのような福利厚生ができるのかを検討しているところです。

さまざまな福利厚生の目的ですが、職員やその家族の生活の安定、それから福祉の向上を図るとともに、公務の能率的な運営を確保して、それによって行政サービスを向上させようというものです。

職員の福利厚生については、県の事業として、職員の健康管理なども行っておりますし、安全・衛生管理、それから職場の環境整備などにも取り組んでいるところです。最近では、職場の環境整備の一環として、庁内のトイレ改修などを行ったところです。県以外の事業主体での福利厚生としては、共済組合では医療給付、年金等の法定の福利厚生事業のほか、人間ドックや貸付事業などの福祉事業等を実施しております。

互助会は法定外の福利厚生ということでもやっているところです。今後、職員の健康の保持増進に重点を置きながら、共済組合、互助会とも連携しながら、必要な福利厚生事業の充実に努めていきたいと思っております。以上です。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 「奈良の災害史」の関係ですけれども、構成についてです。過去の分は基本的に文献を当たるしか方法はなかったのですけれども、人的な被害に着目をして、人的な被害が大きかった災害を中心に抜き出しております。数ある災害ですので、全てを網羅できているとは考えておりませんが、主だったところは全て抽出するように考えて編さんしたところです。目的等は、先ほど猪奥委員にもお答えしたように、活用の面で弱い点をご指摘いただきましたが、県内の図書館や小・中学校、高等学校に配付をしておりますので、そういったところでの活用を今後教育委員会等とも話し合っていきたいと思っております。

それから、大きな災害が抜けているというご指摘もいただきました。人的な被害の多いところは拾ったつもりでおりますが、もし抜けているようなものがあれば、亀ノ瀬の関係ですと、少しコラムのような形で若干書きぶりが違っているかも知れませんが、記載を

していたつもりなのですが、申しわけないです。今、手元にありませんので確認はできないのですが、そういった形で編さんはさせていただいたところですか。以上です。

○森川委員 県の財政、また人口減少についてのさまざまな対応をさせていただいていると思うので、今後とも決算を通じて今までのこの状況、これからの対応が一番大事になってくるから、知事が進めていただいている交通政策、今はバス路線だけの廃止でとまっておりますけれども、県の人口が減少するに当たって、交通網を整備することによって県内消費がふえるという思いもありますので、今後とも頑張って取り組んでいただきたいと思います。

それと、厚生福利面で、食堂の件について、丁寧な答弁をいただきましたけれども、県庁内で食べる必要があるという私の思いです。1時間の間に食事に行って帰ってくるのは近隣の食堂や弁当屋に対してはいいと思うのですが、1時間の間に急いで行く中で交通事故などの心配や、冬になれば一段と寒くなってきますので、体調管理も踏まえて取り組んでいただきたいと思います。今、答弁いただいたレストランで職員の食事もできるということなので、できるだけ安く提供できるような経営にさせていただきたいと思います。早期にこのレストランを立ち上げていただくようにより一層の努力をしていただいて、県庁職員の皆さんの健康管理、厚生福利等の立場から取り組んでいただきたいと思います。

「奈良の災害史」ですが、災害という捉まえ方がおかしいのかどうかわからないのですが、先ほどおっしゃったように大和川の亀ノ瀬という部分に対しては国家事業で今までやってきたが、災害だと思っているのですけれど、県の考えの違いがあれば後で教えていただきたい。もともと亀ノ瀬が狭いがために、雨が降ったり台風が来たときに亀ノ瀬周辺が浸水するわけです。亀ノ瀬周辺の王寺町、河合町、三郷町、斑鳩町が、先日も浸水しているのです。確かに南部地域も災害がありますが、亀ノ瀬周辺は平地であるのに災害が多い。このような災害史を地元の人知ったら、県は何を考えているのか、これだけいっても、この前の台風で浸水し、その前の台風でもしている、そんな大きな浸水を目の前に置かれてるのに、今でもあるのに、なぜ「奈良の災害史」の中に大きく捉まえていないのですか。亀ノ瀬周辺の自治体の切実な思いをなぜこういう冊子を出すときに載せないのか、教えてください。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 「奈良の災害史」が手元にないので書きぶりが、分かりません。意識はしております。

○森川委員 どこに意識しているのですか。

○中澤知事公室次長防災統括室長事務取扱 記載は含めたつもりでしたけれども、再度内容を精査・検討して、それ以降の対応をまた考えたいと思います。

○国中委員長 中澤知事公室次長、また後で、総括のときでも結構ですので、説明の準備をしてください。

○宮木委員 事前に通達はしていませんでしたが、委員長のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

産業・雇用振興部に、若者の非正規就業についてお伺いします。奈良県は、若者の非正規就業の割合が過去からも高く推移しています。そして依然、全国平均を大きく上回っています。晩婚化、少子化、人口減少は、職に大きく影響していると思います。また関西でも3年以内に離職する若者が多いとお聞きします。そこで、この件も含めて、今後の対策、また課題についてお伺いします。

○山岡雇用労政課長 通告いただいておりませんでしたのできちんとお答えできるかどうかということで申しわけございません。委員がお述べのように、確かに女性の就業率にしても、若者の非正規就業やパートなどをなさっている方は、比率でも多いです。また、大学を卒業して3年以内に会社をやめてしまう離職率についても、全国は平均34%ぐらいですが、奈良県は40%となっており、喫緊の課題となっております。もちろん若年者の雇用を確保することは、結局結婚につながる経済的な部分を担っていけるということで、少子化対策、また過疎対策にもつながっていくことでもありますので、若年者の雇用促進について、また就業の困難者等についても、対策を進めてまいりたいと思っております。

○宮木委員 やっと就職できたにもかかわらず契約社員で不安が続いている、非正規業者であるということから、愛もある、彼女もいる、結婚したい、けれども正社員ではないので本人も不安だ、そしてまたご両親も心配されるという話をよくお聞きします。

今後、若者の正規採用に向けて県としてもまた頑張っていただきたいと思っております。以上です。

○和田委員 総務部に対して県有資産有効活用事業についてお尋ねをしたい。これは「平成25年度主要施策の成果に関する報告書」14ページに出ています。これをあえて尋ねるのは、既に旧耳成高校が樞原総合庁舎として生まれ変わり、中東和地域の県庁舎関係が統廃合されて空き施設が生まれます。先日も新聞に掲載された桜井市などは、早速有効活用の名乗りを上げている状況です。

県施設をどう使うのかについて、県内の地方自治体あるいはまた企業などに順番に相談

をかけていくということはわかりました。そこで、地方自治体がこの県庁舎跡を有効活用したいというときは、どのような対応、つまり市町村自治体に対する支援というような意味合いでの対応は考えていらっしゃるのかお答えいただきたい。

それから2つ目、「平成25年度主要施策の成果に関する報告書」16ページの関係ですが、ふるさと奈良県応援寄付金推進事業について平成25年度の実績は8,768万8,145円、寄付件数は157件と出ております。これは、税務課に関係するかとは思いますが、このふるさと納税の受け入れ金額をどのように評価されているのか、多いのか少ないのか、また内容の伴うものがあるのかどうなのか、これは郷土愛ということにも影響します。そういうことでどのように評価されているのか。それから、これにかかわって受入促進対策にさらに妙案はあるのかどうなのか、お答えいただきたい。

それから、次に3点目、これは「平成25年度主要施策の成果に関する報告書」、10ページの県高齢者人材活用事業の件です。先ほど、行政経営マネジメントということで総務部長から大変しっかりとした分析、検討をされている考え方を聞かせていただきました。非常に頑張っていると思います。そんな中で、県民サービスということでの職員の採用は大変難しいです。そういう意味で、県高齢者人材活用事業で16名を採用したということですが、これはどのような人材を求めて雇用し、そして市町村などとの区別という意味になるのか、市町村ではシルバー人材センター事業が行われております。また、奈良県においても「平成25年度主要施策の成果に関する報告書」、108ページに示されているような県としてのシルバー人材センター団体補助が行われております。これは大変いいことですが、どういう内容なのか、お聞かせいただきたい。

それから、産業・雇用振興部長に1点お尋ねしたいのですが、現在の見識をお示しいただきたい。それは、奈良県の経済改革を進めるという大事な役割を担われたわけだから、現在の県の経済の状況はどうなのか、来年の消費税10%の引き上げの問題にも絡んでいきますのでお聞かせをいただきたい。

○中井ファシリティマネジメント室長 県有資産を市町村が活用する場合についてご質問がございました。

県有資産の中で、低未利用の県有資産で県が利用しないような資産については、地元の市町村のまちづくり等に活用していただくことは可能です。そういうまちづくりの視点等での活用ということがあります。市町村への資産の貸し付けまたは売却する場合においては、県の条例に、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」というのがありまして、

そこに市町村等が公用もしくは公共用もしくは公益事業の用に供するために普通財産を譲渡するときは、譲与または減額譲渡することができるものという規定があります。この条例にのっとり、これまでも市町村への資産の貸し付けまたは売却に当たっては、単に相手方が市町村だということで減額等をするのではなくて、その使用目的、活用方法がまちづくりに生かされるかどうかを勘案し、減額措置等が必要な場合はそういう判断をしていく。そういう面で市町村の支援をできる部分があれば協力させていただいているということです。今後も引き続き、条例の適正な運用を図ってまいりたいと思っております。以上です。

**○枅井税務課長** 奈良県応援寄付金の評価と対策ということについて答弁いたします。

他府県と比較してみたいと思いますが、新たな特典を設けたところや、大きな災害が発生したところへ寄付金が集中するというようなことがあり、単純な比較は難しいのですが、平成25年度では全都道府県の合計額が12億円余り、単純に平均しますと2,600万円です。また、県内市町村との比較ですけれども、平成24年歴年のデータですが、県内39市町村の合計額は1億6,000万円余り、平均額は約400万円ということで、他団体の比較からいけば都道府県との比較ですけれども、決して多いとは言えないと思っております。ふるさと納税をさらに推進していく必要があると考えております。

対策ですが、これは本会議で知事が答弁申し上げたとおりですが、ふるさと納税を推進していくためには、豪華な特典を競うのではなく、奈良の奈良らしい振興に寄与したいと思っております。奈良県の今をしっかりとお知らせしたいと思っております。県が行っている新たな試みや行事、魅力ある展覧会の観覧券などをお送りしたいと考えておりまして、具体的には近々開催します「大古事記展」の観覧券をお送りする予定です。実際に奈良の今を感じていただき、奈良の振興に向けた取り組みを見ていただけるような工夫を検討していきたいと思っております。

**○中村人事課長** 和田委員から、県高齢者人材活用事業の取り組み内容についてのお問い合わせです。県高齢者人材活用事業については、55歳から65歳の県内高齢者、これは民間出身の方を想定しており、まだまだ現役として十分働いていただけるという方、とりわけその専門性が求められる業務内容、業務分野で資格を持っておられたり、あるいはまた経験を積まれた方の資質といいますかスキル、技能を発揮していただくために、県において高齢者人材バンクを設置して、県として高齢者雇用を積極的に推進していくという取り組みです。

具体的な雇用分野については、農業分野における農地の有効活用を図るための遊休農地の農作業であるとか、林業分野における林業基金が保有する森林を適切に管理するためのカルテ作成など、県における専門性の高い業務分野です。こうしたことで高齢者の方々が培っていただいた経験あるいはまたその技能を、県の施策の推進に貢献していただけるというだけではなく、高齢者自身の生きがいづくりにも大きな効果があったものと考えております。今後も、上半期は終わりましたが、下半期も引き続き、県のホームページや県内ハローワーク等で、広く周知徹底に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○中産業・雇用振興部長 和田委員から奈良県の経済情勢について、部長としてどういう思いを持っているのか、どういう所見を持っているのかということで、9月の経済労働委員会においても同趣旨でご質問いただいて、そのときには和田委員から、しっかりと経済情勢を分析し、それに取り組んでいかないといけないというご指示もいただいたところで、私どもも、産業・雇用振興部ということで、経済、産業、雇用といったものをしっかりとかじ取りをせよと知事からも命ぜられ、いろんな経済の動きや流れなどを敏感に反応しながら、その時々に必要な施策を考えていくのが役割であり、使命であると思っております。

そういった意味では、最近の製造業の動きを見ておりましたも、円安の影響などの情勢は県内の中小企業に大きな影響が出ている、データ等をみておりましたも消費においても、消費税率の引き上げに伴って非常に影響があるという状況が出ております。消費面、生産面、など多角的にその内容を十分に踏まえて対応を考えていきたいと思っておりますし、庁内においてもプロジェクトチームをつくって、定例経済報告などを定例観測していこうとチームづくりをしながらやらせていただいております。今後もしっかりと情勢を見た上で、経済の動きに合った施策を進めていきたいと思っております。和田委員からの質問に対して答えになったかどうかわかりませんが、そういうような気持ちで臨んでいきたいと思っております。

○和田委員 県有資産の活用については、しっかりと市町村支援で頑張ってください。また、ふるさと納税の促進については、心のこもった寄付金をいただくのには、奈良県の持っている課題のためにも財政力を蓄えていきたいと寄付のお願いをします。奈良県の課題をしっかりと打ち出さないことには、なぜお金が必要なんだということになってしまいます。そういうようなことも参考にして、多面的にしっかりと取り組みをしながら、財政の一部、歳入の一部を賄えるように頑張ってください。

それから、県高齢者人材活用事業について、聞かせてもらったところ、現役で可能な、そして専門性を持った人材を活用することはとてもいいことだと思います。これからこれも積極的に進めてください。ただし、正規の職員を削るためにそういう人を雇うというのではなく、産業・雇用振興部長が先ほど答えたように、まずは最低必要な、そして職員が病気の起こらないような職場環境を確保しつつ、人材が不足しているならば、その不足を補うという意味でプラス専門性ということでどんどんいろいろな人を入れていくということが、職員の疲労感や残業などの問題に伝えていけるとと思います。私は、これをどんどん進めることは賛成ですので、さらに検討を加えて前向きに取り組んでください。

それから産業・雇用振興部長、プロジェクトを立ち上げて、経済観測をやっていくについては奈良県にも商工団体はたくさんあるわけだから、そこからアンケートをいただくとか、帝国データバンクから企業の状況がどうなのか、いろんな指標、調査、意向、をどんどん集めながら、経済の構造改革に踏み出せるような資料をしっかりと集めて、政策化してください。そういうことを要望しておきます。

○中野委員 ただいまの産業・雇用振興部長の力強いご答弁に刺激されまして、質問をさせていただきたいと思いますが、通告しておりませんので質問は避けたいと思います。一番最初に、小林委員がご質問になりましたプレミアム商品券のことについて、総括で質問させていただきたいと思いますので、通知をしておきたいと思います。以上です。

○国中委員長 ほかに何かご質問ございませんか。

ほかに質疑がなければ、これをもって歳入・総務部、産業・雇用振興部の審査を終わります。

それでは、午後1時半から、暮らし創造部、景観・環境局、農林部、警察本部の審査を開始いたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、しばらく休憩いたします。